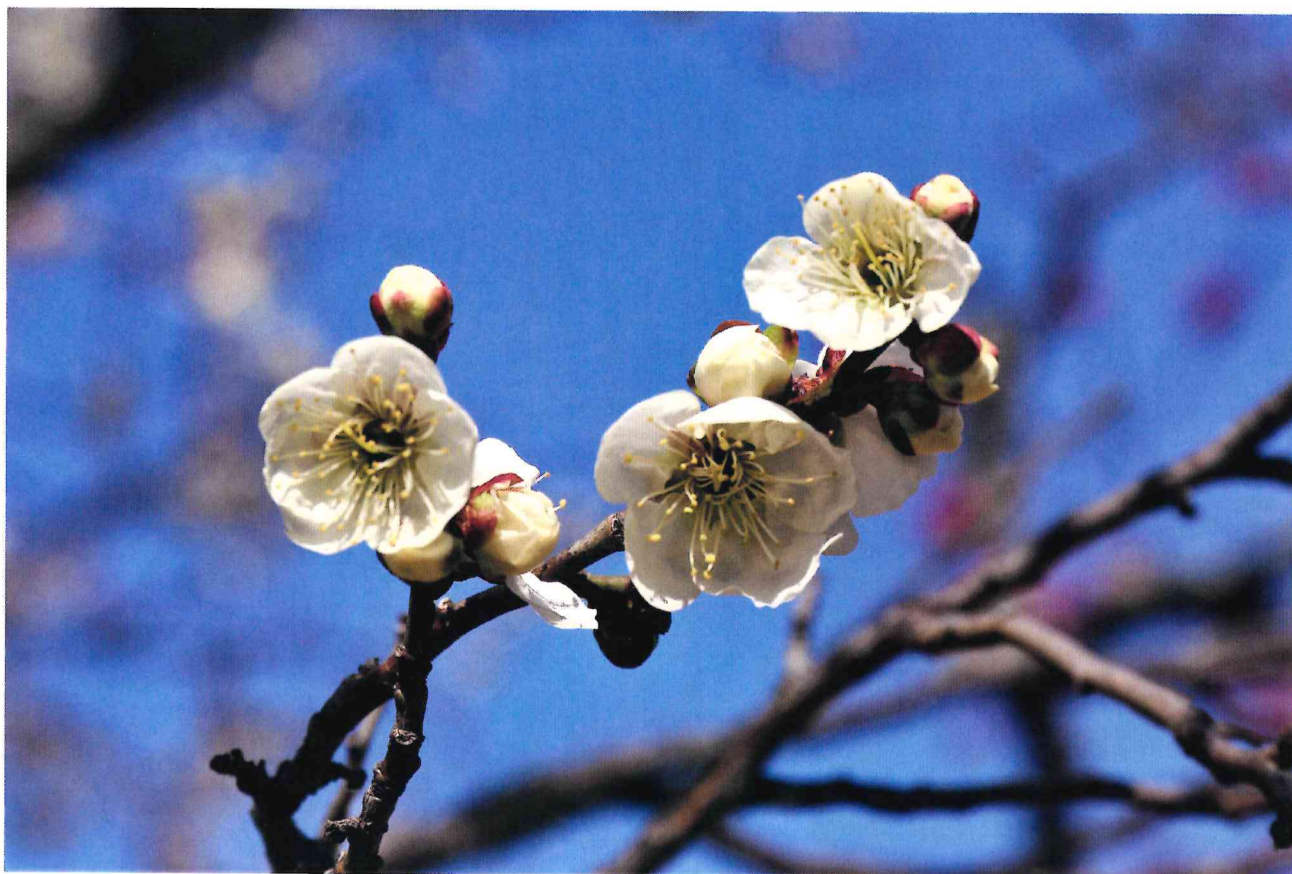


公益社団法人 五條市シルバー人材センター会報

シルバー五條

令和7年1月発行

公益社団法人 五條市シルバー人材センター
五條市野原西6丁目1-18



「梅」

写真撮影・井上眞二(会員)

目次

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ・ご挨拶……………2 | ・互助会だより……………6 |
| ・定時総会・令和6年度契約金額の推移……3 | ・事務局だより……………7～9 |
| ・会員のひろば……………4～5 | ・会員募集……………10 |

新年あけまして

おめでとございます



公益社団法人 五條市シルバー人材センター

理事長 田村 幸男

会員・役員並びに発注者、関係各位の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

平素は、シルバー人材センター事業運営につきまして格別のご支援・ご指導を賜り誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

我が国は、急速な人口減少・少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、シルバー人材センターは人生百年時代を見据え、地域の高齢者が働くことを通じて地域に貢献し、生きがいの充実等を図る場として重要な役割を担っています。

コロナ禍が収束し、社会経済活動も回復基調にある中、シルバー人材センターについても人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取り組み

みの強化が求められています。

私達は、このような地域社会の期待に添えるべく、引き続き、会員数の持続的な拡大に向け、特に女性会員の拡大や企業退職者層への働きかけ強化の取り組みを強力に推進しているところであります。

他方で、いくつになっても活躍できる就業機会の創出、とりわけ会員の高齢化が進展する中、八十歳を超えても活躍できる就業環境の整備も喫緊の課題の一つであります。

また、「自主・自立・共働・共助」という理念のもと、高齢者の安全就業を確保し、国が定めた適正就業ガイドラインを遵守しつつ、経営基盤の強化を目指して、シルバー人材センターのデジタル化をより一層進めることにより、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を果たし

て参ります。

さらに、デジタル化の推進は、喫緊の課題であり、これにより業務の効率化等や会員のデジタルリテラシーの向上に取り組み、併せて令和六年十一月一日に施行されました「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス新法）」と「言う。」に適切に対応するためのシルバー事業における新たな契約方法の移行を検討し、本年度もシルバー事業に対する地域の期待に添えていくため、五條市をはじめ各関係機関のご支援・ご指導・ご協力を得ながら会員・役員一丸となつて事業推進に取り組み組織の活性化に努めて参ります。

最後になりましたが、会員・役員の方々の皆様方並びにご家族・関係各位様のご健康とご多幸をご祈念申し上げます。の挨拶いたします。



(総会の様子)

明けまして

おめでとございます

本年もどうぞよろしく
お願い申し上げます

役員

理事	田村 幸男
副理事	久保 繁己
副理事	森本 忠良
常務理事	柴田 浩康
理事	一谷 芳治
理事	井上 眞二
理事	植田 侑宏
理事	岡田 忠昭
理事	宅田 忠正
理事	谷口 久美
理事	松本 道弘
理事	吉村 豊積
理事	池田 義美
理事	栗本 範雄
事務局	柴田 浩康
業務局長	友田 洸希
業務職員	松田 妙子
業務職員	辻本 弥生

第41回定時総会開催

令和6年5月30日（木）午後1時30分から第41回定時総会が五條市保健福祉センターにおいて開催されました。
 定時総会は、田村理事長の挨拶に続き、五條市長 平岡清司様と五條市議会議長 吉田雅範様からのお祝いのメッセージをいただきご披露させていただきました。
 田村理事長が議長に選任され、上程されました全ての議案及び報告事項について、全て賛成多数で承認されました。

【出席者数、委任状及び議決権行使書の状況】

- 当日の会員数 210人
- 出席者数 31人
- 委任状提出者数 67人
- 表決書出席者数 33人

【議案】

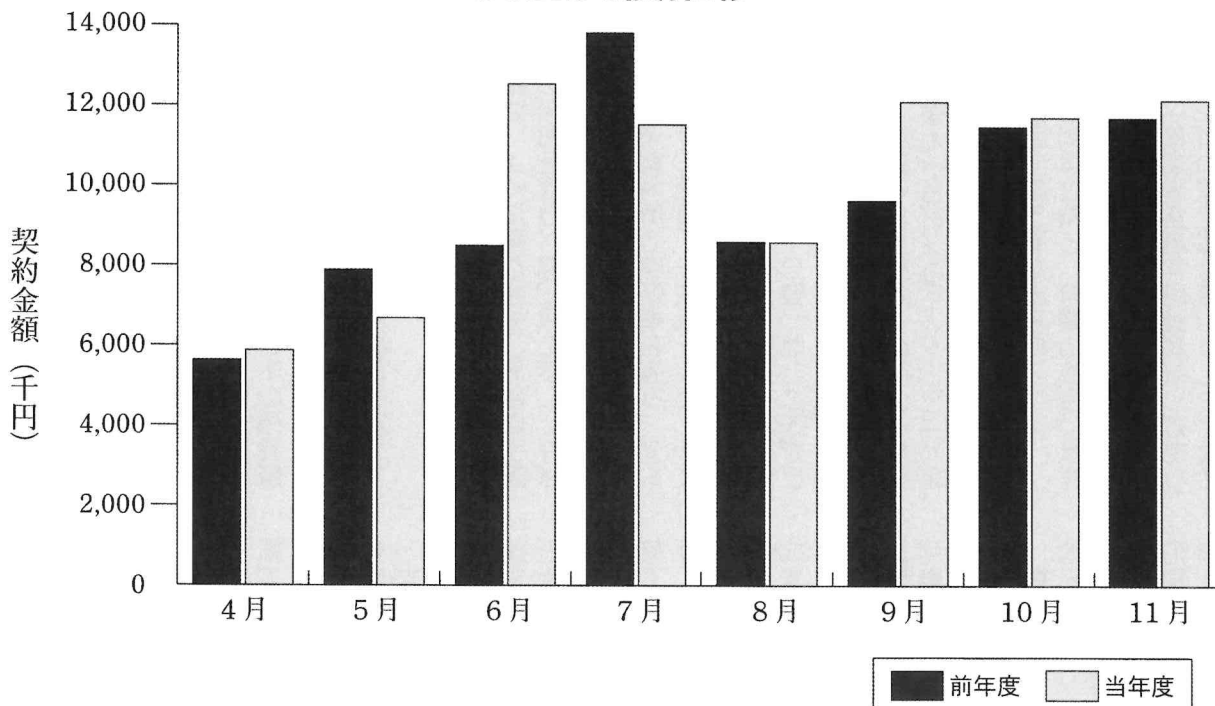
議案第1号 令和5年度事業報告について
 議案第2号 令和5年度収支決算報告及び監査報告について

【報告事項】

報告第1号 令和6年度事業計画について
 報告第2号 令和6年度収支予算について

休憩をとり会員互助会の第21回定期総会が開催されました。

令和6年度 受注実績推移



(月別)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
前年度	5,630	7,886	8,491	13,810	8,587	9,616	11,467	11,690
当年度	5,874	6,682	12,531	11,517	8,577	12,094	11,700	12,136
前年比	104.3%	84.7%	147.6%	83.4%	99.9%	125.8%	102.0%	103.8%

会員のひろば

JR只見線の旅

岡本光司

只見線は、福島県の会津若松駅と新潟県の小出駅を結ぶ秘境路線です。

大阪から夜行バスで新潟県の長岡へ午前七時到着、上越線で魚沼市の小出駅へ、只見線の始発駅です。魚沼と言えばコシヒカリの産地、沿線は田園地帯であるが広々とした感はない。

列車（ワンマン・ディーゼルカー）は、信濃川の支流波岡川沿いを遡って行く、田圃はすでに刈り取られた後で、点在する民家は全て三階建て、一階はコンクリート造りで倉庫や車庫、二・三階は居室、屋根は鉄板葺であり豪雪に対応した造りとなっている。

列車は、益々山が迫り溪谷沿いを蛇行しながら登って行く、周辺の山は全て岩山で雑木、落葉広葉樹で松が少し混じる。それぞれの山も谷も美しく絵になる風景である。

出発して四十五分で新潟県最後の駅、大白川駅に着いた。ここから福島県へ超える最大の難所の六十里峠越である。実際は六里程であるが急峻で峠越に難渋し、六十里程に感じた事でこの名がついたそうです。又、この峠は信濃川と阿賀野川の分水嶺になっている。列車は長さ6.4kmの六十里越トンネルへエンジン音を上げながら入った。長い暗

やみを抜け、只見線の最高地点、海拔570mの田子倉を通過、再び3.7kmの田子倉トンネルへ入り、暫くすると明るく開けたところに出た、そこは福島県の只見駅、次の列車を待つ間、只見を散策、ダムに沈んだ田子倉集落の自然と生活文化を伝える「ふるさと館田子倉」を見学、昭和三十四年水力発電用の田子倉ダムの建設により、そこに住んでいた50戸、290人の人々がやむなく住み慣れた故郷を去ることとなり、次の生活の場へと離散しました。そのダム建設をめぐる経過、移転交渉や反対運動に関する資料の展示が多くあり、当事者の心情の一端に少し触れた様に思いました。この移転交渉が、当時の大きな社会問題となり、そのことを題材として著名な作家たちが小説を書き残している。

小山いと子「ダムサイト」城山三郎「黄金峡」、曾野綾子「無名碑」。あつという間に時間が経過、昼食に、なめこ蕎麦を食べ、なんと美味しいこと。再び会津若松行の列車に乗る。只見川沿いも岩山が多く雑木、落葉広葉樹の森で景色は見あきない、山峡であるが十津川ほど谷間が狭窄でなく、耕作地もあり、程良い山里といった感である。ほどなく会津のマッターホルンと呼ばれる蒲生岳、その麓に会津蒲生駅。只見川は群馬県、新潟県、福島県にまたがる尾瀬が源流で、日本屈指の豪雪地帯を流れ下る。戦後膨大な流量が水力発電の資源として電源開発が行われ、只見川には11基のダムが建設されている。又、只見川は阿賀川と合流し阿賀野川となり海へ注いでいる。只見川は

谷中間の会津川口駅の駅舎は、JAと郵便局が入っており、又、只見線が大好きな名人、大越氏（会津金山町へ移住）が金山町観光協会職員として、同駅で地元産品の販売と委託された駅業務を行い、町おこしに役買っていた。近くに人気スポット「大志集落」があり、ダムの水面に迫る集落、赤や青の屋根は「日本のスイス」日本の原風景を感じられる絶景です。只見駅から会津西方駅まで45kmの間は線路下には必ずダム湖があり深い緑色の水を湛えている。

本名駅手前に本名ダムの堰堤があり豪快な放水が見られる・早戸駅下のダム湖は、よく川霧が発生、そこに手漕ぎの川舟を浮かべ霧幻峡の渡しと呼ばれ、川面から眺める四季折々の風景は人々を魅了している。会津宮下駅で下車、観光案内所で自転車を借り、ダム湖に架かる絶景、三鉄橋を眺めに行く、まず一番人気の第一只見川橋梁、国道252号線沿いの道の駅「尾瀬街道みしま宿」より山道を十分登ったところがピューポイント、誠に素晴らしい。あいにく通過列車はなし、続いて駅近くの国道、県道、只見線各々のアーチ橋三つが重ねて見れる宮下アーチ三兄弟。次に只見川を渡り少し下流の第二只見川橋梁。いずれも絶景であり一時間二十分程度で廻る事が出来た。

再び列車に乗る、時間の都合で参拝出来なかつたが、会津柳津駅近くに約千二百年前に徳一大師によって開創された「福満虚空蔵菩薩圖蔵寺」があり、日本三所の虚空蔵菩薩のひとつに数えられている。門前で名物の粟まんじゅ

うが売られている。会津坂下駅までくると、そこは広々とした会津盆地に入る、そして歌手の故春日八郎の出身地です。ほどなく終着駅会津若松駅には十七時すぎ到着した。今夜は若松に泊る事にした。

JR只見線は、福島県の会津若松駅と新潟県の小出駅間距離135kmを結ぶ路線で所要時間、上り四時間三十分、下り五時間で列車速度は、平均時速30km程で山峡、秘境、観光路線で又、温泉も点在している。

大正期から計画、工事が進められ戦争による工事中断、戦後は田子倉ダム建設の建設資材輸送専用路としての敷設などを経て、その計画、立案から約五十年を経過した。昭和四十六年に全線開通した。その後、平成二十三年九月の集中豪雨により鉄橋が流木により落下、路盤の流出など大きな被害を受け、又沿線人口の減少により一時廃線の危機もありましたが、地元民の強い要望と、冬期雪のため不通となる国道252号線（六十里峠）の交通代替手段として同線を十年後の令和四年十月全線復旧させた経緯があります。又、乗車中沿線の人影は少ないが、居れば必ず列車に向かって手を振ってくれ、それに答えてこちらも手を振るといった具合で心が温まる。

観光シーズンには、只見線のPRに地元のホテルやガイドが乗車、見所や風景の案内をしてきていた。主な駅には、地元産品の直売所があり、沿線の各町と住民が一丸となって只見線を盛り上げる気運がひしひしと伝わってきた。

徐々に減って、今は当初のメンバーと私の二人だけになりました。私も年齢で体力の衰えもあり、事務局にお願いして仕事量の軽減と他班の方に協力していただいで除草作業を続けています。

あと何年除草作業等続けられるかわかりませんが、健康な間はシルバーとの生活を続けたいと思っています。

シルバー人材センターに入会して

壺坂 邦代

私は、ハローワークに仕事を求めて度々行っていました。見つかりませんでした。

ある日、新聞でシルバーセンターのチラシを目にし、シルバーセンターの門をくぐり、対応してくれた事務所の方に相談すると、快く入会を勧めて頂き早や七日程になりました。

仕事には、自分に不向きな時は、シルバーセンターから紹介して頂いても断る場合もあります。

仕事は、公衆トイレ・柿の選果場等の掃除、そして草引きにも参加させて頂いています。

草は、除草する時の年や季節により、草の成長が異なり、作業するのに大変な時もあります。

又、先輩方の仕事ぶりを拝見していると、反省や勉強になります。

雑草地になつている所の草を引いた後の、きれいな達成感があります。

仕事に行く時は、会員の皆様に会えて、会話も楽しく、悩みも聞いてくれる人もいます。楽しく仕事ができる幸せがあります。

これから人と人のつながりを大切に、仕事ができる事に感謝し、皆様と一緒に過ごせる事を望んでいます。

互助会世より

あけまして
おめでとうございませう



互助会会長 吉村 豊積

会員互助会の皆様におかれましては、輝かしい新春を健やかに迎えのこととお喜び申し上げます。

日頃は、会員互助会の活動につきまして、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和6年におきましては、コロナ禍で長く開催できなかった新年会を1月21日(日)に開催し、31人の参加を得て楽しいひと時を過ごしました。

また、「親睦旅行」を3月3日(日) 4日(月)の一泊二日で伊勢方面相差へ参加者24名でバスで出発し、ゆったりとした気分を満喫し、全員元気に無事帰って来しました。

そして、「グラウンドゴルフ大会」を9月17日(火)に二見グラウンドで開催させていただきました。

互助会目的の中に、会員の親睦と地域社会への貢献があります。そのためには、会員皆様のご協力がある以上必要になってくると思われまますので、今後共よろしくお願ひ申し上げます。

結びにあたり、会員皆様のご健勝・ご多幸とご活躍を心からお祈り申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。



(第18回グラウンドゴルフ大会)



(新年交流会の様子)



(伊勢ホテル前にて)



(新年交流会玄関前にて)

事務局だより

安全標語「スローガン」決定

令和6年度から五條市シルバー人材センターでは、会員の就業中及び就業途上の事故撲滅を目指し、安全就業の着実な成果を期するため安全就業対策委員会を中心に取り組んでいるところであります。

この一環として、安全就業に係る意識啓発に活用するスローガン（五條市シルバー人材センター安全就業スローガン）を定め、会員等から安全スローガンを募集した結果、多数ご応募いただいた作品の中から、最優秀作品・佳作が決定されました。

最優秀作品

「安全は 一人一人の意識から」

会員 畠山 博充

佳作

「気を付けよ 横の作業に気をくばれ」

会員 今中 勇

「ひと呼吸 現場の見直しいま一度」

会員 吉田 義茂

尚、最優秀作品及び佳作は、定時総会において、作成者に対し表彰状が授与されます。又、最優秀作品は、安全スローガンとして、表彰した年度以降3年間継続して五條市シルバー人材センターに掲げられることとなります。

安全就業基準・事故取扱基準及び
ペナルティ制度基準を再確認し
みんなで事故を無くそう!!

「保護具の着用」

作業に従事する場合は、安全帽（ヘルメット・帽子）を着用すること。
また、草刈り、剪定作業に関しては、必ずヘルメットを着用すること。

上記のほか安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、その他の安全保護具を着用し、事故防止に努めること。

「標識等の設置」

現場状況に応じて通行車両及び通行人等に対して作業中であることがわかる標識（作業看板・三角コーン等）を設置し、事故防止に努めること。

特に、草刈り作業に関しては、飛散防止ネット・ブルーシート・コンパネ等を設置し、事故防止対策に努めること。

「禁止事項」

草刈り作業に関し紐刈りの禁止。

紐式を使用し事故が発生した場合、全額個人負担となりますので、ご注意をお願いします。

「事故の免責」

センターから提供された作業に従事中、発注者又は第三者の身体もしくは財物等に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」の適用となります。

ただし、会員の自己負担額（免責）は、20,000円となります。
また、会員同士の事故（車の窓ガラス破損等）に関しては、上記保険は適用されませんのでご注意下さい。

新法施行に伴う就業条件明示方法について(お知らせ)

去る令和6年11月1日にフリーランス新法（フリーランス・事業者間取引適正化等に関する法律）が施行されました。

法律が施行され、会員の皆様は特定受託事業者（フリーランス）に該当し、センターは特定業務委託事業者（発注者）に該当します。

発注者が業務委託を行った場合は、直ちに書面又は電磁的方法により、就業条件の明示が義務付けられています。

当センターは事務効率化を図るためにも「Smile to Smile（スマイル トウ スマイル）」サービスにより就業条件の明示をさせて頂きたいと思っております。またその他の情報なども確認できるサービスを行っていますので、ぜひ登録をお願い致します。

サービスを利用するには登録手続き（ログイン ID・パスワード入力等）が必要となりますので、事務局までご連絡をお願い致します。不明な点があれば、お気軽にお問合わせ下さい。

Smile to Smile（スマイル トウ スマイル）は、
シルバー人材センターと会員とのコミュニケーションツールです。


多くの会員の方にご利用いただくことで、
センターと会員との連携が強化されると考えております。

会員の方にとってもセンターからの情報をいち早く受けとることができます。ぜひご活用ください。



使い始めるには

サービス利用までの流れ（概要）

- ① センターから通知書をお渡しします
- ② 通知書に記載の「ログイン ID」と「パスワード」を Smile to Smile の WEB サイトにアクセスし、ログインします
 URL : <https://www.s22s.jp/> 
- ③ ご自身で、新しいパスワードとメールアドレスを登録して手続きを行います
- ④ サービス利用開始！

※QR コードはスマートフォン等のカメラ機能で読み取ると、Smile to Smile の会員専用 WEB サイトへアクセスが可能です。

マニュアル・動画確認はこちら

設定手順は、紙面のマニュアルと解説動画を準備しています。
 マニュアルもしくは動画の通りに初期設定をお願いいたします。

▼マニュアル動画はこちら(約 10 分)▼

動画 URL :

<https://nsis.ageless80.jp/public/seminar/view/2840>



▼ホーム画面にアイコンを作ると便利です▼



お使いのスマートフォンで、「ホーム画面に追加」すると次回以降のログインが便利になります。

会員が受取った配分金収入に対する所得税法の取扱いについて(令和6年分)

【計算例示】

- 例1 ある会員(66歳)の年間収入は次のとおりでした。
- ① 給与収入 18万円(シルバー派遣による賃金)
 - ② 配分金収入 53万円
 - ③ 公的年金収入 130万円

計算方法

- (1) 給与収入及び配分金収入に係る計算

・給与収入			
(給与収入)	(給与所得控除額)		(給与収入に対する所得金額)
180,000円	- 180,000円	=	0円(A)
・配分金収入			
(配分金収入)	(配分金に対する最低保証必要経費)		(配分金に対する所得金額)
530,000円	- (550,000円-180,000円)	=	160,000円(B)

- (2) 公的年金収入に係る計算

(公的年金収入)	(公的年金等の控除額)		(公的年金収入に対する所得金額)
1,300,000円	- 1,100,000円	=	200,000円(C)

※平成23年分より、(1)の計算結果が20万円以下であり、かつ(2)の公的年金の収入総額(控除前の収入金額)が400万円以下であるものは、確定申告は不要となります。

そのため、この計算例示の場合も確定申告は不要となりますが、もし確定申告した場合は以下のとおりとなります。

- (3) 所得控除及び所得税額

給与収入、配分金収入、公的年金収入に係る所得金額
 (A)+(B)+(C) = 0円+160,000円+200,000円 = 360,000円

(所得金額)	(基礎控除)		(課税所得)
360,000円	- 480,000円	=	(マイナスとなるので0円)

したがってこの会員の場合、課税所得がないので、確定申告をする必要がありません。

なお、源泉徴収により予め所得税を天引きされて支給を受けた場合には、確定申告をすることでその所得税が還付されます。

※平成23年分から年金所得者(年金収入400万円以下、かつ他の所得20万円以下)の申告不要制度が設けられました。(国税庁HPより)

- 例2 ある会員(63歳)の年間収入は次のとおりでした。

- ① 配分金収入 100万円
- ② 公的年金収入 150万円

計算方法

- (1) 配分金に係る計算

(配分金)	(配分金に対する最低保証必要経費)		(配分金に対する所得金額)
1,000,000円	- 550,000円	=	450,000円(A)

- (2) 公的年金収入に係る計算

(公的年金収入)	(公的年金等の控除額)		(公的年金収入に対する所得金額)
1,500,000円	- 600,000円	=	900,000円(B)

- (3) 所得控除及び所得税額

配分金収入、公的年金収入に係る所得金額
 (A)+(B) = 450,000円 + 900,000円 = 1,350,000円

(所得金額)	(基礎控除)		(課税所得)
1,350,000円	- 480,000円	=	870,000円

- (4) 所得税額及び復興特別所得税額

(課税所得金額)	(所得税率)		(所得税額)
870,000円	× 5%	=	43,500円
			(定額減税 ▲30,000円)

(所得税額)	(復興特別所得税率)		(復興特別所得税額)
13,500円	× 2.1%	=	200円(百円未満切捨て)

(所得税額)	(復興特別所得税額)		(納税額)
13,500円	+ 200円	=	13,700円

(注)平成25年分から復興特別所得税が創設されました。

したがって、この会員の場合、所得税及び復興特別所得税を13,700円納める必要があります。

なお、配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得金額及びその他の控除額については、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

